

郡山市市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の体力の向上と中・長距離選手の育成・強化を図り、各市町村のふるさとおこしに寄与することを目的として開催される市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会に出場する郡山市チーム（以下「代表チーム」という。）の強化及び充実を図り、代表チームの活動を通して市民の郷土愛を醸成するため、郡山市陸上競技協会（以下「協会」という。）に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象とする経費は、大会に参加する郡山市チームの強化及び充実を図るために行う事業に要する経費で別表のとおりとし、補助額は予算の範囲内で定める額とする。

(交付の条件)

第3条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第6条 協会は、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、事業報告書とする。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により協会に通知するものとする。ただし、確定額が、交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

対象経費		経費の内容
報償費		練習会講師謝礼
旅費		交通費、宿泊費、日当
需用費	消耗品費	ユニフォーム代、事務用品代
	食糧費	会議時又は練習時の飲料水代、大会出場時の食事代又は飲料水代
	印刷製本費	コピー代
役務費	通信運搬費	郵便料、送料
	手数料	送金手数料、払戻手数料、クリーニング代
	保険料	傷害保険料
使用料及び賃借料		会場使用料、高速道路通行料、駐車料、バス借上料
負担金		参加費